

水戸家庭裁判所委員会（第４０回）議事概要

- 1 開催日時 令和５年６月２２日（木）午後３時から午後４時４５分まで
- 2 開催場所 水戸家庭裁判所大会議室
- 3 出席者 （委員）
有馬直美、岩坪朗彦、岩見将志、大瀧真砂子、大谷恭久、小川正一、長田佳世、小林正典、斎藤敦、正保春彦、住友隆行、高橋清、渡邊昌子（五十音順 敬称略）
（事務局等）
首席家庭裁判所調査官 中儀昌宏、首席書記官 中橋正幸、次席書記官 茅根豊、主任書記官 佐々木守、事務局長 塚原雅彦、事務局次長 鎌崎雅子、総務課長 佐藤和恵
- 4 議事 （本日のテーマ「後見関係事件の現状と課題－超高齢化社会における成年後見制度の現状と今後の運用の在り方－」）
 - (1) 水戸家庭裁判所委員会（第３９回）のフィードバック
 - (2) 裁判所からの説明
成年後見制度の現状と課題について説明が行われた。
 - (3) 質疑応答・意見交換
別紙のとおり

(別紙)

《テーマに関する質疑応答・意見交換の概要》

(■委員長、○委員、△裁判所側の説明者)

- 先ほど成年後見制度の概要説明DVDを御覧いただきまして、統計数値や後見制度をめぐる状況、水戸家裁管内においてこの制度を利用しやすくすることを目的とした取組について説明させていただきました。

先ほどのDVDや説明に関して質問のおありになる方いらっしゃいますでしょうか。

- 法定後見制度の三つの類型ということで、「後見」「保佐」「補助」があるというお話でしたが、この分類といたしますか、違いはどなたが決定するのでしょうか。
- その法律の要件が備わっているかどうかというのは、最終的には裁判官が決定をします。例えば、判断能力がないと後見を申し立てられたとしても、そこまでではないのではないかという時には認められないので、申立人に再考をお願いするという形になります。その資料としては、診断書をもとにして、科学的な知見に基づき、場合によっては調査官の意見等を聞いたり、その診断書を書いた医者に問い合わせたりしながら、最終的には裁判所でその法律の要件にあたるかどうかを決めていくということになっております。
- この人数ですけれども、後見人というのは、すべて後見人になった者の数でしょうか。補助人や保佐人はここに出ている統計に含まれているのでしょうか。それとも違う数字なのでしょうか。

△ こちらの数値につきましては、後見、保佐、補助の合計の人数となっております。類型別ではございません。

○ そうすると、ざっくりとした感じではどのような割合になるのでしょうか。

△ 資料によりますと、全国では後見が全体の70%、それから水戸管内では全体の85%が後見、その他が保佐、補助ということになります。

■ かなりの部分は後見が占めているということになります。

○ 4ページの水戸の申立数の所でお伺いしたいのですが、市町村長申立てというのは、別居の方や身寄りがいない方などは市町村長が申し立てるという話でしたが、親族申立てが行われる時というのは、どのような状況で親族が申し立てることになるのでしょうか。要するに、同居しているのか、近所にいるお子さん等が申し立てるのか、それとももう既に施設に入っている状態で施設の方から促されて御家族が申し立てるのか、教えていただければと思います。

○ 様々な態様があろうかと思います。今おっしゃっていただいたように、施設に既に入っている状態で、例えば遺産分割が必要になって親族から申し立てられる場合もございますし、認知症の方などの在宅看護をされている場合には、同居の親族が申し立てるというような場合もございますので、特にこういう場合というのは限定されていません。いろんな場合があろうかと思います。全く同居もケアもしてない親族から申し立てられるというような場合

もないわけではありませんが、そういうときには何らかの親族間の対立があるような場合もあり、親族申立てにはかなりバリエーションがあると理解をしております。

■ 若干補足します。

最後のパターンには、御老人の身内で近くにおられる方がその人の財産を使い込んでいるのではないかと疑い、少し離れたところに住んでいる他の兄弟が申し立てるといような、なかなか難しいケースもあります。

- 例えば、親のことが心配で子供が申立てをするというケースで、子供が何人かいて、一人が申立てをしたが、他の子からはそんな必要ありません、みたいな意見が出てきた場合はどうなるのでしょうか。
- 今委員から御質問があった事案では、争いがある場合であったとしても、裁判所といたしましては、まずその方に判断能力がないという要件が備わっているかを確定します。ただ、申立てをする時には、必ず四親等内の親族の方に照会して意見を聞くという手続を取ることで、潜在的な対立関係を把握した上で判断しています。その上で、対立があったとしても、判断能力が備わっていないとわかれば、後見決定をせざるを得ないので、今度はその場合に後見人を誰にするかという問題が出てきます。そういう場合には、対立があるので、中立的な専門職を入れて双方にとって公正さが疑われないようにするというように工夫しております。そのような事例は実はそれほど珍しくはなく、散見されます。
- 先ほどのDVDにも出てきました、参与員という仕事をさせていただいて

おります。

親族が申し立てたときに専門職の方に委任してない方とか、専門職の方にアドバイスを受けずにいらっしゃる方に結構散見されるのですけれども、施設とか金融機関で「必要だから後見を申し立ててくださいと言われた。」と言って申し立てられているのですが、ある程度の説明を受けられたと思うのですけれども、理解が不十分で、今までどおり自分で管理できるのではないかなとか、あるいは、今まで自由に引き出していたのにそれができなくなるということがわかって、もう取り下げたいとおっしゃる方や今まで自分でできていたので自分でやりたいと抵抗される方等がいらっしゃいます。また、自由にお金を動かせなくなるということを御存知でも、後見を申し立てられる前に結構な金額を引き出してしまっている方など、親族で申し立てられる方の中には理解が不十分な方が多いと思います。

施設や金融機関である程度説明を受けられていると思うのですが、施設ではどのようにアドバイスされているのでしょうか。

- 施設がどういう形でアドバイスをされているのかというのは、我々の方も詳らかに理解はしかねるところではあります。裁判所でやれることがあるとすれば、施設等にもその制度の趣旨を講師派遣等である程度理解いただけるようにするという事なのかなと思います。

施設が制度の趣旨を理解した上で、申立てを教示し、説明をしているのかどうかはちょっとわからないのですが、申立ての前に裁判所にお越しいただければそこで十分に説明を行います。ですが、事前の問い合わせなく申し立てられたときにはこちらとしては申立人に直接説明するしかなくなります。普段から対象の施設等に制度の御理解をいただくよう働きかけるしかないのかなという気がしております。

- ただ、すごく抵抗される方がいらっしゃるので、施設の方ももう少しそのところは色々アドバイスしていただけるようになればいいなと思っております。
- 参与員として、いつも御尽力いただきありがとうございます。貴重な御意見をありがとうございました。
- 資料の5ページの後見人と本人との関係割合のところ、全国の後見人の親族の部分と水戸とでは、水戸の方が親族の割合が10ポイント以上多いのですが、これは都市部に比べると親族が周りに居るとか、多世代の同居が多いとか、そういうことなのかなというぐらいしか推測できないのですが、この数値の差にははっきりとした理由があるのでしょうか。
- なかなか正確に調べ尽くしているところではないのですが、先ほどお話がありましたように、申立てにあたっては誰が後見人になるかというのは裁判所が決めるのですが、実は一応、推薦のようなものがされることがあります。先ほど説明もありましたが、そもそも全国レベルだと親族を候補者として推薦して申し立てられる場合が少ないので親族の割合が少ないのだと思います。水戸の場合には40%ぐらいの事件で親族が推薦されていますので、基本的に申立人の意向を尊重すると、推薦の数に応じて選任数が多くなっております。でもそうすると、なぜ水戸の方が親族の推薦が多いのだろうかというところになるのかなと思います。例えば、分布という意味では、茨城だけではなく全国色々な地域があるのでわからないのですが、この円グラフも見ていただきますと、全国と水戸とでは司法書士と弁護士という専門家の

数であまり変わらず、社会福祉士の数も変わらないというのがわかります。そうすると、その違いは親族とその他の違いというのが主になります。その他の中には、市民後見人ですとか、法人の後見人というのが入っておりまして、全国レベルでみると、法人は市民後見人の会など中間的な法人が担っている部分が多いのに対して、水戸は法人という受け皿、専門家以外の中間的な団体の受け皿というのが若干少ないというのがあります。そうすると、専門家に頼むほどではないという部分が結局親族になってしまい、どうしても親族を推薦せざるを得ないということになります。親族が多い事が良いのか悪いのかというのもございますが、選択の多様性を担保するという意味でいうと、茨城県内においても親族に代わって受けていただける法人で後見できる方を増やしていくと、若干親族にとっては荷が重い事案を法人に引き受けていただけるのかなという感じがしております。統計数値に基づくものではございませんが、そのような傾向がございます。

△ 茨城県は弁護士の数、県内人口の人口比によると、全国統計では多い方から数えて42位と弁護士の数少なく、司法書士についても多い方から数えて46位と司法書士の方がもっと少ないという状況です。また、別居高齢者数が多い方から数えて39位と、同居している家族が多いという状況も影響しているかと思えます。

○ 5ページに、全国の成年後見制度の利用者数がありますが、年々増えて、全国24万5千人と、一方、6ページの下の方にありますように認知症の高齢者数が462万人、知的精神障害者数が500万人ぐらいで、1,000万人近い方が認知症や障害のある方だということですが、今回、成年後見制度の利用促進という議題ですけれども、裁判所としては、目標値というか、

今が全く足りていない状況なのかとか、そのあたりの目標についてもし定めているということであれば教えていただければと思います。

- 裁判所というのは基本的には申立てがないと手続ができないという制約がございますので、こちらの方で目標値を決めて増やしていくということができないということではございますけれども、ただ、この状況からすると、本来利用できる人ができないという状況にあるということは間違いないので、それをなるべく発掘して、制度につなげていこうと考えております。目標値というのは定められる状況ではないのですが、それでも、第二期利用計画の中で市町村と協働することで、市町村が制度を利用する必要性のある人を発掘しやすくなるような状況を整えていくという取組をしているところでございます。確かに、申立数があまりに低いという状況がありますので、私の個人的な見解でございますが、制度を利用しやすくなるような環境を整えていけば、申立数の伸びはそれに応じてくるのかなと思っております。

- 御質問でも御意見でも結構です。先ほどのDVDを、申立てをしようかなと考えている人、あるいは利用検討している人に視聴していただいているのですが、DVDを御覧になって、これではわかりにくいだろうとか、ここが良かったとか、そういった御感想等もあれば伺えればと思います。御質問に限らず御意見でも構いませんので、いかがでしょうか。

- 臨床の現場では、色々なことを決めなければいけない場面があるのですが、例えば、昨日も入院や手術をする時に、自分で判断することが難しい方の保証に困るという場面がありました。単身者で身寄りの無い方の身元保証の問題に割とつながっていく話なのかなと思っております。先ほど出た法人とい

うのは、身元保証事業者といわれるようなものなののでしょうか。例えば、単身だけではないと思うのですが、アパートを借りるなど、何かするにも誰かに保証人を頼むということがなかなか難しいので、保証会社の方にお金を払って保証してもらうみたいな感じになりますが、そのことでしょうか。

○ それとは少し違って、法人として後見人となって生活全般にわたってサポートしうるようなNPO法人のようなものを想定しております。例えば、金銭的な面の保証だけではなく、身上監護から財産管理まで全面的にしているだけで、もう少し実質的にわかっているような方です。そうすると、ある程度実質を備えていなければいけないということがあって、なかなかそのような法人が出てくるのも難しいという状況でございます。

○ ありがとうございます。ビデオに関しては、どういう場面に必要なのかというのがちょっとイメージしにくいかなと思います。例えば先ほど、認知症があつて預金の引き落としが難しい場合とか、入所させたいけどその入所の判断が本人ではできないからとか、遺産分割とか、色々な場面があつたと思うのですが、こういうときに使えますよみたいなものがあるとイメージしやすいのかなと思います。

■ ありがとうございます。要するに、どういう場面でこの制度が必要になってくるかというのがもっと具体的にビデオを見るとわかるようなものだとより良いのではないかという御意見ですね。

○ 先ほど報酬の話がありましたが、やはり利用者の方はいくらぐらいかかるのだろうかと思つて当然考えると思います。それによって、制度を利用するかどうか

かを決めるのではないかと思うのですが、その辺はどうなっているのでしょうか。

- なかなか難しい問題で、当然専門家に頼むという形になると、専門家がお仕事でされているので、一定の報酬はお支払いしなければならないというのは間違いなく、それは説明をさせていただいているところでございます。ですが、それが利用の制限になってしまっただけとはいけないというところがありますので、そこは業務の内容に応じて適正な額であるとともに利用者の今後の監護等に支障を生じないように、利用者が持たれている財産や業務の内容を考慮して決めております。
- 制度の運用とか促進とかではないのですが、私、成年後見制度の前の社協で通帳預かりを行っております。そこで最近新たな問題が出てきていまして、皆さん携帯を持っていると思うのですが、そこで「なんとかP a y」みたいなものが使えてしまうのです。それで、後見人を通さずに「なんとかP a y」で勝手に払ってしまうことが今問題になっているのですが、成年後見制度の中でそういう問題が出ているのかどうか、もしくは今後そういうところについても考えているのかどうかを教えていただきたいと思いますと思い質問しました。
- 問題が顕在化しているわけではないのですが、保佐等である程度判断能力が残っている方が金銭を使ってしまうというのは、実は時折あります。ただ、そこもなかなか難しく、基本的には被保佐人の、いわば自己決定権を可能な限り尊重しようというところもあります。あまり抑え込んでしまうのもよくないので難しいのですが、大きい金額を使ってしまった時には、保佐人から何らかの指導をしてもらいます。また、当然報告のときにお金がなくなっ

ていればすぐわかりますので、それを見ながら「これどうですかね。」と聞くと、保佐人は、「いろいろあるけれども、ある程度使わせてあげないとね。」みたいな感じで、保佐人と裁判所とで話をしながらいいところに収めていくこともあります。ただ、詐欺等に取り込まれている場合で、あまりにも大きな金額の時には、取消権を行使して対応することもありますので、毎年の報告や財産の減り具合等を見ながら対応しております。

「なんとか P a y」の問題は今のところあまり顕在化しておりませんが、これから出てくるかもしれない話を聞いて思った次第でございます。

■ お尋ねしたいのですが、そういうのを発見した場合にどのような措置を取っておられますか。

○ 市町村長から上がってきたものを監視する団体・組織なのでそこまでは行っていないのですが、やはり「なんとか P a y」を止めるとか、場合によっては、先ほどのように、少額なのでまあいいかということもありますし、そのへんのところは新たな今後の課題になっております。結構色々なところで勝手に使えてしまい、通帳預かりを行っている意味がなくなってしまうということもあるので、新たな課題として社協の方も頭を悩ませております。

■ ありがとうございます。裁判所もこれから気をつけなければいけない問題だなと思いました。

○ 私は成年後見制度に関して、裁判所から後見人として選ばれて関わったり、御親族の方から後見を申し立てたいとの依頼を受け、後見の申立てをするというように関わったりしております。その中でよく聞く声として、利用障害

要因というところなのですけれども、よくわからないとかお金がかかりそうとか面倒くさそうというのが結構多い意見です。

よくわからないというところに関しては、私も事前に「裁判所 成年後見」と検索をしてみたところ、詳細に説明された文章と紹介のあった動画に行き当たったのですが、なかなか見つけづらいというところが一点と、動画を見てみたのですけれども、丁寧に説明はされているのですが、最初にとっかかるにとしては長いと思いました。例えば、どういうメリットがあるのだろうと思って検索した時に、こういうメリットがあるよと5分ぐらいの動画があったり、それから、じゃあどうすればいいの、申立てはとなったら別の動画が細切れにタイトルごとにあったりするとわかりやすいのではないかなと思います。

あと、ほかの委員の意見にもありましたように、どういう時にこの制度を使うのかイメージしにくいというところがあると思います。例えば、銀行に行って預金を下ろそうとしたけど駄目だと言われたとか、施設に行って契約しようとしたら、このままでは契約できないから後見を申し立ててくださいと言われたとか、遺産分割しようとしたら弁護士に後見人を立てた方がいいと言われたとか、とても高い買い物をしてしまい、消費者生活センターに行ったら実は取り返せるのではないかと、そういう場面があると思うのですが、その時に出てくる銀行や施設、生活センター等からもちょっと説明がいただけるといいのかなと思いました。ただ、施設の方々も普段の職務があり、どこまで詳しく説明できるかというところもあるので、例えば、わかりやすいパンフレットを置いていただくとか、やはり私たちもそうですけど、後見が必要かなと思っても、忙しいと家に帰ってそのまま忘れてしまうことが多いので、パンフレットの中にQRコードがあって写真を撮ったらすぐにサイトに繋がるとか、その場で手軽に情報収集できる仕組みがあると良いのか

なと思いました。

また、一般の方は、テレビで見ていて成年後見の悪いイメージをお持ちの方が多くて、例えば、横領されているとか好きなものが買えないとか、そういう特集をしている番組も結構あります。それに引き換え、良い番組があるのか検索したところ、市町村が作っているようなものはあるのですが、やはり民間のものでは見当たらず、そういったところも積極的に良いイメージをしていただければいいのかなと思います。

面倒くさそうというところに関しては、収支報告書が作り慣れてないと難しいのかなというところがあります。例えば、エクセルのシートにその月ごとの施設の費用を入力していくと計算ができるとか、もっと簡単なものでいうと、家計簿アプリのようなレシートの写真を撮ると家計簿アプリに反映されるものとかがありますけれども、それに似たような簡単に収支ができるようなアプリ等が将来的にはできると、ハードルが低くなるのではないかなと思いました。

- どうもありがとうございます。確かに、先ほどのビデオは全部見ると30分近くあって長すぎるというのはおっしゃるとおりです。

最近裁判所内でも、裁判所関連のDVDやビデオをネットで検索してみると、真面目な組織だというのは伝わるけれども、わかりにくかったり長すぎたりするという話題が出ております。今後裁判所としても色々改善していかなければいけないと思います。

他に御意見でも御質問でも結構です。成年後見制度利用促進に繋がらない原因や使いづらい点について今まで色々御意見等を頂いておりますが、もっと利用しやすくするためにこう改善したらいいのではないかとか、裁判所はこういうところを直したらいいのではないかとか、そういうことについて御

意見がおありでしたら、お願いしたいと思います。

- 素人的な感覚なのですが、いざ申立てをしようとする、全部管理しなくてはいけないというイメージがあります。例えば、通常の生活とかお金の財産管理みたいなものはあまり心配ないのですが、今の時代なので、詐欺的なものや悪徳商法で契約してしまったことに対しては、きちんと解約ができる立場の人がいてほしいという思いがあると、部分的な効力みたいなことを考える人は少なからずいるのではないかと思います。全部管理してもらう必要はないけれども、事件的なことが起きたときはリコールできるような立場の人がいる。それが後見人なのでしょうけれども、そういう仕組みというのはなかなかできないのでしょうか。

- とてもいい御意見だと思います。それが後見制度の利用の阻害になっているのかなと思うのですけれども、今の制度だと、全面的な形であるかないかにならざるを得ないというのはあります。ですから、制度上はなかなか難しいです。保佐や補助の類型であれば、同意権や取消権だけで済むので利用できると思うのですが、完全に判断能力がなくなってしまうとなかなか難しいところがあるかと思います。

今の制度だとこうなるのですけれども、立法的には、短期的な特定の目的での後見的なものも考えられ始めているというような話は聞いてはおります。ただそうすると、どういうもので、どういう範囲内という判断が難しくなり、そこが今後の立法的課題であると考えております。今の制度の中でそのようなニーズにこたえられるように、運用の中でどのようにして自由な形で使っていただくかは模索しているところでございます。

■ 本日は、本当に貴重な御意見、御感想、御質問等を頂きましてありがとうございました

本日頂きました御意見等を含めて裁判所として更なる改善に取り組んで参りたいと思います。

どうもありがとうございました。